

日本社会人クラブバドミントン連盟登録規程

(目的)

第1条 本規程は、日本社会人クラブバドミントン連盟(以下「本連盟」という。)の規約第8条の規程に基づき本規程を定める。

(登録)

第2条 本連盟に加盟を希望する都道府県社会人クラブバドミントン連盟等(以下「クラブ連盟」という。)は、次の書類を本連盟の会長に登録申請をしなければならない。

- (1) 本連盟に加盟を希望するクラブ連盟は代表者名で、新規加盟登録申込書を提出する。
- (2) 本連盟に加盟を希望するクラブ連盟の組織及び組織名簿を提出する。
- (3) その他、必要に応じ総会議事録及び行事予定等を提出する。

2 本連盟への登録は、同じ都道府県で1つとする。

3 本連盟へ登録したクラブ連盟は、他連盟への二重登録は認めない。

4 本連盟への登録は、申請後理事会で承認された後、登録料の納入を以って完了する。

(登録料)

第3条 本連盟に所属する会員は、公益財団法人日本バドミントン協会への会員登録を行うと共に以下の個人登録料を、加盟クラブ連盟を通して登録と同時に納入しなければならない。

・個人登録料 1年度につき 300円

(代表者)

第4条 本連盟へ登録したクラブ連盟は、本連盟の役員として評議員1名を選出しなければならない。

(退会及び名称変更)

第5条 本連盟から退会又は名称の変更を希望するクラブ連盟は、本連盟の会長にその理由書を提出し理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 18年 6月 3日から施行する。

平成 19年 5月 26日一部改正

平成 20年 6月 14日一部改正

平成 22年 12月 4日一部改正

平成 30年 6月 23日一部改正

参考 連盟規約第5条 本連盟の趣旨に賛同する各都道府県協会傘下の社会人クラブバドミントン連盟等(以下「クラブ連盟」という)をもって組織する。

連盟規約第8条 加盟団体は別に定める登録規定により登録する。